

# 社会福祉法人武蔵野緑会

## 2022 年度事業報告(概要版)



### ◆はじめに

#### …2022 年度の事業報告について

2022 年度法人本部の事業報告をします。全体でⅢ部構成になっています。

Ⅰ部は法人理念に基づく保育の総合的な取り組みの到達点を、2022 年度を軸にして振り返っています。なかには数年間の取り組みが 2022 年度に花開いたものもありますので、複数年にまたがる記述になっているものもあります。

Ⅱ部は運営管理について計画ごとに 2022 年度の実績を述べています。

Ⅲ部は法人の「中長期計画」です。現況に応じて一部修正や追加がされています。

### <Ⅰ部> 様々な危機の重なりと向き合う中で、ともに学びあい、力を合わせてつかった希望と確信

2022 年度、私たちは様々な大きな危機に向き合いながら保育園運営を行ってきました。そのなかで私たちは希望をどこに見出し、進むべき道筋をどのように切り開いたのでしょうか。次の五つの視点から 2022 年度を振り返ってみます。なお、2022 年度事業計画で掲げた「私たちが大切にしたい保育の基本的な視点」はそのまま再掲してあります（枠で囲ってあります）。この「振り返り」と照合してみてください。

#### 1. リスクの中でも「その子らしく、人間らしく」生きることを手放さない！

2022 年度は新型コロナウイルスの第 6 波の大きな拡がりの中で迎え、第 7 波、第 8 波に見舞われました。感染の拡がりから 2 年余が経ち、保育実践も保育園運営も大きく影響を受けてきました。私たちはそのコロナ禍であっても細心の注意を払い、感染防止対策等に努めてきました。その中で、単に「自粛（ステイホーム）」するのではなく、子どもも大人も「健康で文化的」に過ごせるように様々な工夫と挑戦をし、実践的な積み重ねをしてきました。リスクと向き合いながらどの子も「その子らしく、人間らしく」生きる道筋を耕すという目標をけっして手放すことはありませんでした。



出かけられなくても落語に出てくる  
カルメ焼きをお部屋で作って楽しむ

一つ一つは小さな取り組みかもしれませんが、そのことがコロナ後の社会の在り方を根本的に問い直し、「再創造」するヒントになっていると確信しています。

#### 2. 子どもたちは平和の中でこそたくさんのことを学ぶ

2022 年度が始まる直前の 2 月 24 日にはロシアのウクライナ侵攻が始まり、戦争と核の危機が現実の脅威となりました。戦争はいかなる理由があろうとも認められません。

岸田政権は日本の平和主義を放棄し、5 年間で 43 兆円という途方もない軍事費をつぎ込み、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」を有する世界三番目の軍事大国化への道を踏み出そうとしています。狂気といえる行為です。こうした動きに対し、私たち法人は 2023 年 1 月 6 日付で「子どもの願い・未来・希望を壊さないで！——戦争する国づくりに反対する声明」を理事会声明として発表しました。（「みどり会通信」臨時号 No. 87 号参照）。

子どもたちはすでに戦争の愚かさや対話の大切さなどを真剣に考えています。平和の中でこそ多くを学ぶことができるのです。こうした姿から、平和で人間尊重の新しい時代の創造は、子どもたちとともに考え、学び合いながら保育・教育によって実現されていくものだという事に確信を持ちました。(「みどり会通信」No. 91号の実践事例等を参照してください)

### 3. 声をあげることの大切さ

戦争の危機は私たちの生活を直撃し脅かしています。物価の異常な高騰は41年ぶりと言われ、保育者の低賃金とあいまって暮らしをとてもしんどいものになっています。そうしたなかで職員からは生活支援の要望が出され、私たちの法人は職員に対して「生活支援特別一時金」の支給を行いました。

「声をあげること」とは「意見表明し、参加すること」の第一歩です。そのことで個人と社会は相互作用を及ぼし合います。それは子どもも大人も同じです。個人と環境や社会はそれぞれ独立した実態ではなく、相互に作用を及ぼし合う関係にあるものです。

これは保育の中においてとても重要な視点です。そのことを改めて考えるきっかけになったのは、今回の職員からの要求とそれに応えた「生活支援特別一時金支給」でした。

### 4. 「子どもの権利条約の時代」に生きる希望と確信

こうした現状と取り組みのなかで、私たちは大きな希望を見出すことができました。それは「子どもの権利条約の時代」の足音が次第に大きくなって聞こえてきたことです。

「その子らしさ、人間らしさ」の子ども観・保育観への転換は、いまや世界の大きな流れになっており、私たちに希望と確信を与えました。

2022年5月には「武蔵野市子どもの権利条例」の「中間報告」が公表されました。「中間報告」やその後発表された「条例素案」は、様々な問題点を抱えていましたが、私たちは子どもの権利保障は「人生のスタートから」と意見表明を行い、条例づくりに積極的に参加し、乳幼児の視点から「中間報告」や「条例素案」を大きく修正を図ることができました。6月20日には三園合同研修会として「保育の現場から考える子どもの権利条例」というテーマでオンライン研修を行いました。このような学び合いが保育のみならず市へのパブリックコメント等の力になったことは言うまでもありません。

こうして「武蔵野市子どもの権利条例」は、2023年4月1日に施行されることになりました。画期的な出来事であり、私たちはもろ手を挙げて大歓迎しています。今後はこの条例が真に実効性のあるものとするため、市内の保育園関係者がともに学びあい、つながり合いながら実践していくことが求められています。

### 5. 「子どもと大人の権利保障はセットで！」…武蔵野発信の運動を広げよう！

以上の取り組みを重ねる中で、法人全体の進むべき方向性が明確になってきました。それは「子どもと大人の権利保障はセットで！」という共通の目標が見えてきたことです。

子どもの権利とともに、保育者の処遇改善や配置基準の改善は待ったなしの課題です。その両者は不可分のものであり、どちらか一方が良くなれば良いというものではありません。両者がセットでこそ子どもたちの「幸せな日々」は実現することができるものです。

私たち法人は2021年12月、子どもの幸せな日々を創るために保育者の処遇改善と配置基準改善を求める意見書提出を求めて武蔵野市議会に要望し、意見書が可決されて政府等関係機関に送られました。市内民間園長の7割が連名で要望したもので、この運動は2022年度に全国の自治体議会へと広がりました。

こうして「子どもの権利条例」づくりへの取り組みと保育者の権利保障を求める取り組みは私たちの中で一つのものとしてとらえるようになりました。そこで私たち法人では「子どもの権利と大人の権利保障はセットで！」を武蔵野発の共通のスローガンとして、2023年度以降の最重点的課題の一つとして取り組んでいくことにしています。

…今や世界は様々な危機が重なり合い人類を苦しめています。私たち保育者はこうした

危機と正面から向き合い、子どもも大人も幸せな日々を創っていかねばなりません。

## <再掲：2022 年度事業計画から>

### 私達が大切にしたい保育の基本的な視点

#### 1. 子どもも大人も幸せな社会・保育園を本気でつくろう！

##### (1) 平和のなかでこそ人は豊かに成長する

- ・ロシアのウクライナ侵攻のように、いかなる理由があろうとも紛争の武力攻撃は許されるものではありません。「力の論理」の否定が私たち戦後社会の原点です。平和のなかでこそ子どもたちも大人も豊かに成長し、生きることができるからです。
- ・子どもたちは主張や要求がぶつかり合う時、さまざまな方法を編み出し、ともに生きることを学んでいます。想像力豊かに相手の立場を理解し、粘り強く豊かな人間関係を育てていくことは私たちの大切な保育の目標のひとつです。

##### (2) 「自粛」であっても、「健康で文化的な生活」でなければ！

- ・コロナ禍において「ステイホーム」「ソーシャルディスタンス」は大事だけれど、そうしたなかでも「健康で文化的な生活」が保障されることが基本でなければなりません。難しいことかもしれませんが、子どもたちを含めてみんなで考え合い、工夫し合い、勇気をもって「挑戦」しましょう。そうすれば道は開けます。

##### (3) 検査、予防と医療、補償の三つが感染症対策の基本

- ・コロナ禍なのに「健康で文化的な生活」なんてできるの？と思われるかもしれませんが。子どもたちの願いを尊重し、子どもたちとともに何ができるか、どうしたらできるかを考え合い、話し合えば道は開けてきます。「やればできる！」・・・それがコロナ禍 2 年間の私たちの教訓です。ただし、そのためには次の感染対策を社会的にしっかりやるのが前提です。

①検査（PCR 検査や抗原検査など）、②予防と医療（ワクチン接種や入院治療等）、③補償（休業補償やエッセンシャルワーカーへの賃金保障等）の三つです。

どれをとっても日本の体制は過度に立ち遅れています。政府はコロナ禍の 2 年でそのことを学んだとは思えません。「第 6 波」になって子どもへの感染拡がると、政府は保育園等の子どもたちにもマスク着用を推奨しましたが、保育現場や日本小児科学会など専門家はマスク効果は認めつつも、乳幼児の場合は危険性について警鐘を鳴らしています。今必要なことは上記 3 つの対策をしっかり責任をもって行うことです。

##### (4) 人生の魅力を大いに語ろう！

- ・こうした対策をしっかり行っただけで、単に「自粛」するのではなく、感染防止に細心の注意を払いつつ、子どもたちと一緒に人生の魅力を大いに語り合うこと。そのことが今一番に求められていることです。
- ・感性豊かな子どもたちは、自分を取り巻く環境に強い関心を寄せ、参加し、挑戦しようとしています。そのなかで、やがて自分に合ったものを選択し、探究するようになります。
- ・だから子どもたちに安易な「自粛」を求めたり徳目を教えるのではなく、自然の不思議や人生の魅力などをともに語り合うことが大切です。

##### (5) 「その子らしさ、人間らしさ」を育む保育を手放さない！

- ・子どもの本質は遊びにあります。想像力豊かに様々な遊びを創り出し、本気になって挑戦し、そのなかで豊かな人間関係を築いていきます。子どもにとって遊びは大切な学びの機会であり、権利です。
- ・子どもたちがやってみたいこと、楽しいことを一緒にみつけ、挑戦する姿を応援しましょう。そうして友だちや大人たちとともに充実した日々を創り出していきましょう。それが「その子らしさ、人間らしさを育む保育実践」の意味です。その視点はコロナ禍のなかにあっても絶対に手放してはなりません。

##### (6) 行動の意味を振り返りながら、ともに進むべき道筋を豊かに耕していこう。

- ・そんな子どもたちの要求や願いに気づき、認め、応答し、その意味を考え合い、ともに振り返りながら進むべき道筋を豊かに耕していきましょう。
- ・そのためにも話し合い（振り返りや意味づけ）はとても重要です。子どもとの、保護者との、同僚との、場合に寄ったらそれぞれがともに集まってみんなで言う話し合いは、子どもの成長発達にとって不可欠なものです。

### **(7)計画は柔軟で楽しいものに！**

- ・だから、計画は常に柔軟であり、「その時の、その場での、その子の気持ち」に応答しながら子どもたちとともに歩いていくことが大切です。
- ・私たちの理念や目標に基づく計画は、変更可能で強靱なものでなければなりません。子どもの行動の大半が予測できないものだからです。それが生きることの魅力でもあります。

### **(8)子どもも保護者も保育者も、みんなが幸せなコミュニティとしての保育園の創造を！**

- ・保育園は、子ども、保護者、保育者を中心に構成されたコミュニティです。これらは分かちがたくかみ合って動いていくものです。どれか一つの主体が幸福か、不幸かは相互に依存し影響を及ぼし合っています。ですから相互の信頼と理解と協同が大切なのです。
- ・そのためにもお互いの意見や価値観の違いがあっても耳を傾け、尊重し、語り合い、互いに学び合ひましょう。そうしてだれもが排除されることなく幸福感に満たされる保育園・コミュニティを本気で創っていきましょう。

## **2. コロナ後の社会・保育を展望して**

### **(1)コロナ禍で挑戦し、そこから学んだ展望**

- ・以上の8項目の呼びかけは、ロシアによるウクライナ侵攻という新たな危機の重なりも踏まえつつ、主として私たちがコロナ禍で挑戦し、そこから学んだコロナ後の保育の展望です。まだまだ不十分なのですが、私たちは「挑戦」することによってそのきっかけをつかむことができましたと確信しています。
- ・コロナ禍は2年が経ちました。コロナ後の展望は2年間を通して振り返ってみることがとても重要です。法人全体の振り返りは別紙「討議資料」にまとめてあります。各園においても具体的にやってみてください。

### **(2)「今までと同じ」では不十分**

- ・世界は今、コロナパンデミックのみならず気候の危機、貧富格差の拡大、民主主義の底なしの腐敗、平和（戦争と核）の危機などが幾重にも重なり合って人類を存亡の危機に晒しています。その根っ子にあるものは「今だけ、金だけ、自分だけ」という共通する考えです。
- ・私たちはこれらの危機の背景にある新自由主義的システムを変革し、人間的な社会を再創造しなければなりません。そのことに世界中の人々が気づき行動を起こし始めています。
- ・すべての思考も行動も「今までと同じ」、「誰かがやってくれるだろう」では極めて不十分です。どんなに小さなことでもよい。大切なもの（こと）を守るために、一人ひとりが考え、声を出し、拡げ、つながって行動する。そうすれば社会変革の展望が見えてきます。それは保育の再創造においても同じです。

### **(3)子どもたちが大人になった時を考えよう！**

- ・「地球はタイムリミットがきている！」・・・若者たちは、このような言葉で自分たちが生きていく時代を鋭い感性でとらえ、科学に学び、行動に立ち上がっています。
- ・例えばロシアが引き起こしたウクライナへの侵攻では、原発への攻撃や核兵器の使用さえもいわれています。もしそれが現実となれば地球そのものが破壊されてしまい、人類の生存そのものが奪われてしまいます。
- ・また気候危機では、あと10年がタイムリミットだと科学は警鐘を鳴らしています。子どもたちが大人になった時、コロナパンデミックと同様に、絶対に「危機」に包まれた社会、世界、地球であってはなりません。
- ・子どもたちに、豊かで人間的な社会やすばらしい地球環境を継承し、その中で魅力ある人生を生きることができるよう、私たちも勇気をもって立ち上がりましょう。

### **(4)コロナ禍の「挑戦」に学び、科学の視点を備えた保育者になろう！**

- ・繰り返し述べたように、私たちはコロナ禍の2年間で保育実践でも保育園運営でも様々な「挑戦」をしてきました。詳細はぜひ「討議資料」を参照してください。そこにはコロナ後の保育や社会のあり方のアイデアがたくさん書かれてあります。
- ・コロナパンデミックは、私たち保育者の視野を地球規模のマクロな世界にまで広げました。その中で様々な危機を乗り越え、持続可能な社会や世界をどのように創っていくのかという大きな課題が投げかけられました。
- ・一方で、保育者はミクロな場で日々の保育実践を行っています。そのなかで子どもたちの想像（創造）する力やねばり強く挑戦する力、豊かな人間関係をつくっていく力などを尊重し、育んでいます。
- ・保育者はそのマクロとミクロの中間に位置しており、保育や地域社会や世界の変革の道筋を見通せる立場にいます。ということは、保育者は社会や世界を洞察する科学の目をもつことがとても重要だということの意味しています。科学の視点を持った保育者集団！なんとすばらしい展望でしょう。そんな日があるのもうそこまでやってきていることを実感しています。

#### (5) 私たちの行動宣言！……2022年度の始まりを、力強く踏み出そう！

- ・以上は、2022年度を迎えるにあたり、私たちの行動の基本的な考え方を述べたものであり、いわば行動宣言でもあります。
- ・月刊『保育情報』2月号（保育研究所）には、武蔵野市議会が保育士の賃上げ、職員配置基準の改善で意見書可決をした記事と内閣総理大臣等に宛てた意見書の本文が紹介されています。  
これは2021年12月に、市内の民間保育所（公立園と子ども協会立園を除く）24園中、17園の園長が連名で市議会に要望したことによって実現したものです。このような運動が東京や全国で起きれば政治や行政を変え保育は変わっていくでしょう。
- ・また、2022年1月には、西久保保育園とありんこ保育園の園長が連名で武蔵野市長に「新型コロナ感染予防等に関する緊急要望書」を再度提出しました。関町第二保育園を含め、今度で4回目の要望書を市長や区長に提出してきました。
- ・そうしたなかで二つの朗報があります。一つは東京都が保育園の全職員を対象に抗原検査キットを使った検査を週一回実施するようになったことです（2022年2月7日付通知）。やっとという思いは拭えませんが、私たちが先行的に実施し、2年間かけて粘り強く要求してきたことの成果です。
- ・もう一つは新型コロナの影響で休園や学級閉鎖などで休まざるを得ない職員に賃金保障するため、保育園に助成金（1日最大1万5000円）を支払う国の制度ができたことです。これも私たちが2020年4月にコロナ禍の「特別規程」をつくり、特別休暇（職務の免除）制度や賃金保障を行ってきたことが制度化されたものです。制度の周知と事業主が特別休暇を認めないため全国的にも利用状況は低いことが国会でも取り上げられていますが、私たちがコロナ禍で「挑戦」した先駆的な取り組みの成果の一つです。
- ・こうしてみんなで声を上げていけば制度や社会は変えられるということに確信をもちましょう。保育者賃金や配置基準の改善などはまったなしの課題です。みんなで力を合わせて声をあげていきましょう。
- ・ここからが本番です。2022年度の始まりを、皆さんとともに力強く踏み出していきましょう。  
子どもの幸せなくして保育者や保護者の幸せありません。保育者や保護者の幸せなくして、子どもの幸せもないのです。



## <Ⅱ部> 法人の運営管理

### 1. 評議委員会

これまで評議委員会は定時評議委員会の開催のみでしたが、決算等計算書類や事業報告書などの審議にあたって十分な理解と審議ができないという意見が出されていました。そこで2022年度は定時評議委員会を含めて3回開催し、決議事項の他に法人運営について貴重な助言をいただき理解を深め合うことができました。開催状況は下表のとおりです。今後も年間3回程度の開催を目指していきます。

#### ◆2022年度評議委員会開催状況

定時評議委員会（第1回）：6月20日（月）	事業報告、決算報告等定款で定める事項
第2回評議委員会：10月3日（月）	前半期の報告と懇談
第3回評議委員会：3月27日（月）	事業計画案、予算案報告と懇談 後半期の報告と懇談

### 2. 理事会の組織活動等

#### ※理事会

2022年度定例理事会は次のとおり開催しました。

##### ◆2022年度理事会開催予定

第1回（5月23日（月））	事業報告、決算、評議委員会議案、他
第2回（10月3日（月））	業務執行状況報告、評議委員会との懇談、他
第3回（3月27日（月））	業務執行状況報告、事業計画、予算、評議委員会との懇談、他

#### ※業務執行理事会議

日常業務を円滑に進めるため、業務執行理事会議は園長会議とセットで毎月1回以上開催してきましたが、2022年度は中長期計画を中心に議論を進めるために業務執行理事（理事長を含む4名）のみの会議を1回開催しました。開催日：2022年11月16日。

#### ※理事・園長会議と各園運営会議

理事・園長会議は法人方針と園の運営を結ぶ重要な会議です。これまでどおり毎月定例的に開催しました。園長会議は原則として業務執行理事も参加します。開催状況は下表の通りです。

##### ◆2022年度に開催した理事・園長会議の日程は次のとおりです。

第1回：4月11日（月）	第2回：5月16日（月）	第3回：6月6日（月）
第4回：7月4日（月）	第5回：8月29日（月）	第6回：9月12日（月）
第7回：10月3日（月）	第8回：11月7日（月）	第9回：12月5日（月）
第10回：1月6日（金）	第11回：2月6日（月）	第12回：3月6日（月）

#### ※副園長・主任会議

2022年度は副園長・主任の交流会として開催しました。それぞれがレポートを持ち寄り、学びの多い充実した交流会であったと感想が出されています。

### ※理事会役員の役割分担。

理事の役割分担は前年度を引き継ぎ、その役割は以下の通りです。

- ① 法人・施設運営の統括、②法人運営の実務、③業務執行理事会議・園長会議、④会計責任者・出納責任者、⑤法令遵守責任者、⑥各施設担当、他

### ※「みどり会通信」の発行

2023年3月で『みどり会通信』は89号になりました。2014年2月から毎月発行してきました。評議員と理事会と職員を繋ぐ情報機関誌として今後とも引き続き月刊で発行します。2023年度末には100号になります。法人のあゆみを示す貴重な資料なので縮刷版などにして活用することも検討課題です。

## 3. 法人研修

法人研修計画は①役員研修、②職員研修、③各施設研修に分けて計画をたてています。②③の職員研修については、法人主催以外は各園の研修計画の中に位置付けるようにします。

### (1)役員研修

役員研修は以下のような計画をたてましたが、コロナ禍ということもあり、法人役員の自主研修と全国保育合研への参加のみとなりました。法人役員（理事・園長）の自主研修は次のとおり行いました。

・8月29日（金） テーマ：「子どもの権利条約の時代の保育実践と課題」

内容は、「武蔵野市子どもの権利条例への提言」を作成し、その内容を中心に学びあいました。

### (2)職員研修

法人研修は各職層別に行っています。このなかで三園合同研修会（前期）はコロナ禍ということでオンライン研修としました。内容は「保育現場から子どもの権利条約を考える」というテーマを設定し、パワーポイントを作成し、各園の実践事例を踏まえて「子どもの意見表明・参加する権利」「命を守られ、育つ権利」を中心に学びあいました。

三園合同研修会後期はコロナ禍のため中止し、各職員に図書券（3,000円）を配りました。

副園長・主任研修は上で述べた通りです。

新入職員研修は、法人のあゆみと理念を中心に学びあいました。

### (3)各施設研修計画

別紙

## 4. 本部拠点区分決算状況

2022年度本部拠点区分の決算状況は別紙の通りです。

## 5. 各園の事業報告及び決算状況

本部拠点区分を除く、各施設の事業報告及び決算状況等は別紙のとおりです。

## 6. その他、従来から継承する視点を大切にしながら

○法人運営では事業計画を着実に実行していくために、職員全員が計画の精神や内容を深く理解することに努めました。そのためにも、月例で理事・園長会議を開催し、そこでの方針等を各園の運営部会議に反映することを重視しました。

○私たちは、戦争と平和、民主主義、差別と分断、環境問題など重なり合う「危機」に対して保育者としてどのように向き合えばよいかをみんなで考えてきました。一つ一つの課

- 題を取り出せば絶望的な思いに陥りますが、冷静に世界を見渡せば希望の光も見えてきます。その一つとして世界の子ども観や保育観は大きく転換しつつあるという事実です。
- 2022年度は画期的で記念すべき年度になりました。それは冒頭でも述べたように「武蔵野市子どもの権利条例」が制定されたことです。その制定にあたって、私たちは子どもたちの代弁者として様々な意見表明を行い、よりよい条例に作り上げていくことができました。今後、この条例が真に実効性のあるものとするために、学びあい、つながり合いながら実践していくことが大切です。
  - 今の社会は複雑で子どもも大人もとても生きにくい時代です。「国のかたち」が変えられれば保育・教育の「かたち」も変わります。しかし、そうであるがゆえに、私たちは「その子らしさ、人間らしさ」を育む保育実践を文字通り全力で行わなければなりません。法人理念や私たちが保育の中で大切にしている基本的な考え方を“飾り言葉”で終わらせるのではなく、創造的に深め、発展させていくことが求められているのです。
  - そこであらためて、保育とは「幸せな日々を創る仕事」であるということをみんなで確認し合い、力をあわせて前に進んでいきましょう。

## ＜Ⅲ部＞ 法人の中長期計画（一部修正、一部追加）

### 1. 社会福祉法人の役割の明確化と子育て文化の拠点づくり

#### （1）子どもたちの“育ち合いの場”づくり

改正社会福祉法第24条②の規定に基づき、社会福祉充実残額がない法人も「地域における公益的な取組」の実施が努力義務として求められています。法人理念や定款に基づき、社会福祉法人としての役割と責任を自覚し、子育て全般を中心とした地域の豊かな社会福祉の推進・向上に寄与することが求められています。

保育園は地域コミュニティと深く結びつき、社会システムに包括されています。子どもたちの“育ち合いの場”としての豊かなコミュニティづくりや社会システムづくりに貢献するよう努めます。

#### （2）より良い保育をすすめる“保育者の協同の場”として

地域には保育の質の向上や職員の身分の向上を求め、任意の団体として保育者がつくった組織がいくつかあります。これらの団体は、戦後から現在にいたる保育を考える上で、大きな役割を果たして来ていることは間違いありません。しかしながら、社会が複雑化し、制度が大きく変容するなかで、必ずしも保育者の要求や時代の要請に応えられる組織とはいえなくなっており、保育者自身どのように運営していけばよいか悩んでいます。

また、保護者サイドからも近年は独自の運動を立ち上げ、待機児解消や保育の質向上など積極的な活動を行っています。それぞれの団体の目標は、安全安心な保育所を増設すること、保育の質を高めること、保育者の処遇を引き上げることなどが特徴です。

私たちはあらためて今日の保育のおかれている状況をしっかり分析し、その上で子どもたちが豊かに育ち、保育者が誇りをもって働くことができるしくみや社会をつくるために地域の人々の声を聴き、知恵と力を結集することが強く求められています。そのために当法人の役割を踏まえ、どのようなことができるか、その都度力を合わせて協力・協同の関係を築いていくことが大切です。

#### （3）「武蔵野市子どもの権利条例」を実効性のあるものにするために

すでに述べたように「武蔵野市子どもの権利条例」が2023年4月1日に施行されました。

子どもは一人の市民であり、権利の主体者です。私たちはこの条例が真に実効性のあるものとなるように学び合い、実践的に広げていくことが大切です。11月20日は、武蔵野市の

「子どもの権利の日」と定められました。私たちは市内の保育関係者と力を合わせて様々な取り組みを検討し、行動していきます

#### **(4)「子どもと大人の権利保障はセットで！」を共通目標に！**

私たちは、コロナ後の社会や保育のあり方を考え、再創造していこうと呼びかけてきました。様々な取り組みを行う中でその方向性が見えてきました。その共通スローガンを「子どもと大人の権利保障はセットで！」とし、武蔵野市から力強く発信していきましょう。保育や保育制度をより人間的なものに本気で変革していきましょう。

## **2. 法人運営の基盤強化と計画的運営**

### **(1) 西久保保育園**

西久保保育園事業報告参照

### **(2) ありんこ保育園**

ありんこ保育園事業報告参照

### **(3) 関町第二保育園**

関町第二保育園事業報告参照

### **(4) 保育園の拡充の検討**

また、いくつかの自治体から新たな保育園運営の案内も送られてきています。当法人としては、原則として次のような基準で新規園拡充に柔軟に対応していきます。

- ①行政の責任で公有地を確保し、建設する認可保育所であること。
- ②既存の3園運営と機動的に連携ができる範囲にある保育所であること。
- ③プロポーザルは第三者の評価機関であり、近隣住民もプロポーザルのプレゼンテーションなどに参加できるなど透明性が確保されていること。

### **(5) 法人内施設の人事異動について**

かねてより懸案であった法人施設3園の人事異動制度について検討を始めます。人事異動の効果や方法については慎重に検討することが求められます。特に、3園は歴史的な成り立ちが異なるため、保育の方法や労働条件などが大きく異なります。そうしたもとなお効果ある人事異動制度を導入するためには職員の合意と制度の検討が必要です。

そこで人事異動については中長期計画の課題とし、その制度検討については3園の園長に諮問することとします。年に1度その検討状況を報告していただきます。

### **(6) 社会福祉法人制度改革への対応**

社会福祉法人制度は少しずつ変わってきています。今後とも国等の動向を注視しながら、その変化に対応できるように留意していきます。

### **(7) 法人役員等の円滑な継承**

評議員及び理事等役員は2021年度定時評議員会終結時点で改選を行いました。理事等役員の任期は2023年度の定時評議員会終了時点までとなっています。

社会福祉法人の役割と業務の複雑化が進む中で、特に業務執行機関である理事会役員の若い世代への円滑な継承が求められています。計画的に継承準備をすすめていきます。

以上